

自家用電気工作物を設置するみなさまへ

自家用電気工作物の 年次点検はお済みですか？

自家用電気工作物(※)の設置者は、電気事業法に基づき保安規程で定めた頻度で年次点検(停電点検)を実施しなければなりません。

適切な保安管理が行われない場合、重大な電気事故を引き起こす原因になります。

※工場やビル等の600ボルトを超える電圧で受電する事業場や一定出力以上の発電設備を有する事業場など

近畿支部管内の事故(令和2年度)

・波及事故 33件

(例1)出迎え高圧引込みケーブル絶縁不良のため、波及事故(周囲の需要家を停電させる事故)発生。

(例2)PAS(高圧交流気中負荷開閉器)において、高圧回路の絶縁が低下、地絡及び短絡が発生し波及事故発生。

(例3)VCBにおいて短絡が原因で波及事故が発生。当該VCBは27年使用されており、メーカーから10年以上経過したものは定期点検に加えて絶縁物内部を含めた詳細な清掃が必要と注意喚起されていた。

お問い合わせ先

経済産業省

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課

TEL:06-6966-6047 FAX:06-6966-6092